

社会科の入試問題でもっとも出題数が多い2行の正誤選択問題ですが、この問題は、単に過去に起こった事件の正誤や憲法の条文の内容そのものの正誤を問うのではなく、ある出来事が起こることを想定して、それが果たして憲法の内容にかなうものなのかを問う、応用的な内容となっています。

まずアは、「^{ひめん}國務大臣を罷免し」という部分は憲法第68条に定められた内閣総理大臣の権限ですが、問題は「現役自衛官から新大臣を任命」という部分です。これは憲法第66条に定められた、内閣総理大臣とその他の國務大臣の文民規定に違反します。戦前の軍部の独走に対する反省から、日本国憲法では内閣総理大臣と國務大臣は文民＝非軍人でなければならないと定められました。現役の自衛官は明らかに文民ではありませんから、この事例は憲法に違反することになります。

次にイは、「衆議院を解散し」、総選挙後に特別国会が開かれるところまでは問題はありませんが、「指名を得ないで新内閣を組閣」するという部分が問題です。仮に国民に信を問う総選挙で勝利を収めたとしても、総選挙後初めての国会が召集された時には、内閣はいったん総辞職することになります（第70条）。総選挙とその後の国会を経て選出し直されるたびに、第2次〇〇内閣・第3次〇〇内閣という名称で呼ばれるようになるのはそのためです。

ウは正しい選択肢（正解）です。野党と連立政権協議を行うことは、与党やその党首である内閣総理大臣の自由ですし、國務大臣の任命は内閣総理大臣の専権事項です（第68条）。野党と連立政権を組んで支持率のアップを図る方法に対しては世論の批判があるかもしれませんが、憲法上は何ら問題はありません。

最後にエは、まず新聞社が内閣の批判をすることは憲法第21条が保障する言論の自由にあたります。問題なのは「記事の書き直しを命じる」という部分です。同じく憲法第21条第2項には、「^{けんえつ}検閲は、これをしてはならない」とあり、書き直しは明らかに検閲にあたります。政府広報誌を使って反論したり、新聞社の社長を総理官邸に呼んだりすることは、限りなくクロ（憲法違反）に近いグレーゾーンだと思われませんが、国会・内閣・裁判所の三権に次ぐ権力とも言われるマスコミ（テレビ局や新聞社）をいたずらに^{しげき}刺激したり^{こうげき}攻撃したりすることは、内閣総理大臣がとる方策としては決して賢明とは言えないでしょう。

[平成21年度出題]

正解

ウ